

地域と文化財と行政と

－太宰府市の場合－

城戸 康利（太宰府市教育委員会文化財課長）

1. はじめに

太宰府市は古代に「大宰府」が置かれたことから、その名を受け継ぎ市の名称としている。昭和30年（1955）に近世の宿を引き継ぐ太宰府天満宮門前町を含む旧太宰府町と古代都市から農村に変化した水城村が合併し、太宰府町となり現在の太宰府市の領域（29.60km²）¹⁾が成立した（図1）。合併当時の人口は13,000余人だったが、現在は72,000人弱へと増加している。これは当市が福岡市の近隣に位置し、近世以来の門前町と農村から現代の住宅都市へと変化してきたためである。昭和38年（1963）から始まった大宰府関連史跡の保存問題も大規模な住宅開発計

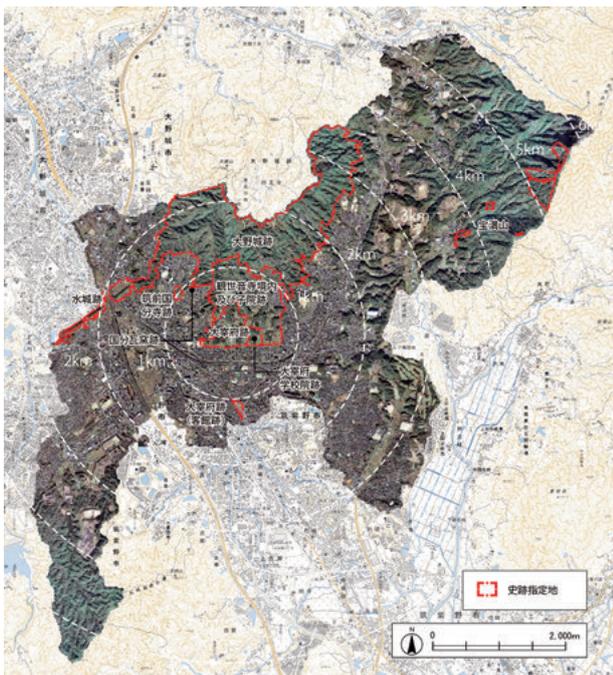


図1 福岡県内での太宰府市の位置（註7）より転載）

画に端を発したものであった²⁾。現在の国指定史跡面積は485ha余で、市域の16%強を占めるにいたっている（図2）。

「太宰府市の概要（平成29年5月版）」によると第一次産業就業者数は全体の1%を切り、第三次産業従事者が80%に迫ろうとしている。市の財政規模は平成28年度一般会計予算が約233億円、そのうち文化財関連予算は約9億円（うち史跡地公有化事業6.5億円、特別史跡水城跡整備事業1.2億円）となっている。

2. 文化財を取り巻く近年の状況・背景

当市は歴史的にも有形文化財をはじめ多くの文化財が存在していたが、福岡都市圏の一部となり開発圧力も高かったために大宰府関連史跡を中心とする史跡の保護と開発に伴う埋蔵文化財発掘調査が文化



図2 大宰府関連史跡の位置
（赤線、黒線は市境、南東から）

財部署の主たる業務であった。そのため失われた文化財は建造物や民俗文化財など多岐にわたっていると考えられる。

21世紀に入り開発に伴う発掘調査事業が一段落したところで、文化財を指定未指定にかかわらず、まちの中で人の中で文化財を繋いでいく方途を模索し、平成16年度に市民が大事だと思うものを育てていく「太宰府市民遺産」の考え方を示した（「太宰府市文化財保存活用計画－文化遺産からはじまるまちづくり」³⁾）。しかし、「市民遺産」は制度としては成立せず、試行的に市民遺産を提案し、市民との共同調査を部分的に実施するなど考え方の普及にとどまっていた。

平成19年での文化審議会企画調査会の報告で「文化財の総合的把握」「社会全体で文化財を継承していく方策」が述べられたことから、平成20年に文化財総合的把握モデル事業が実施され当市も採択されたことで、太宰府市民遺産は制度化の道を辿ることができた。

同時期には通称「歴史まちづくり法」が制定され、歴史的風致を維持向上する事業が可能となり、行政的に文化財と都市整備の関係が深まり、景観法とともにこれを利用することができた。平成22年に歴史的風致維持向上計画の認定と歴史文化基本構想（図3）の策定、太宰府市市民遺産の制度化を一気に行った。その際に、当市の文化財に対する考え方を整理した⁴⁾。①市民が大事だと考えるものを「文化遺産」とし見守る、②文化遺産を「文化財」とし

て保護する、③文化遺産を「市民遺産」として育成する、というものである。これらを伝えて行く主体は市民であり、行政は支援し、励まし、必要とあれば、指定し、保存するものである、とした（図4）。

前後して、平成15年にはビジットジャパンキャンペーンが始まり、平成20年には観光庁が開庁し海外からの来訪者が増加する中、当市への入り込み客数は平成10年が600万人だったのに対し、平成20年度は670万人から、平成28年では960万人超⁵⁾となり、文化財、文化遺産は観光資源、地域活性化の種と目され、これが文化財、文化遺産の活用であるとみなされるようになってきている。その流れの中で、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向かって平成27年に文化庁により「日本遺産」が創設された。当市も認定を受け多言語化やVR、ARなどデジタル技術を利用した情報発信を中心に行っている。

一方、当市の財政状況は芳しくなく、経常収支比率は90%を超えており⁶⁾、新規事業の実施は非常に困難な状況となっている。そのような中、水城跡の整備事業を行いつつ、特別史跡太宰府跡では客館地区の整備、政庁地区の再整備が大きな課題となっている。また、史跡の公有化率は66%で近年は毎年1%ずつ増加しているため、管理費用も着実に増加しており、今後、どのような維持管理体制がふさわしいかを考える必要がある。一方、市民遺産は13件になり、いわゆる文化財的なものから、地域の自然や風景、歌曲まで、育成を担う団体も保存会などの任意団体から、NPOや公益財団法人と多岐にわたっている。

3. 文化財の保護に関わる組織体系

当市の文化財保護に関わる組織は文化財課をはじめ福岡県文化財保護課、九州歴史資料館、公益財団法人古都大宰府保存協会を主に、上記の太宰府市民遺産育成団体等の法人、任意団体のほか自主的研究会や文化遺産調査グループなどによって行われている。

文化財課は発足から一貫して教育委員会事務局に

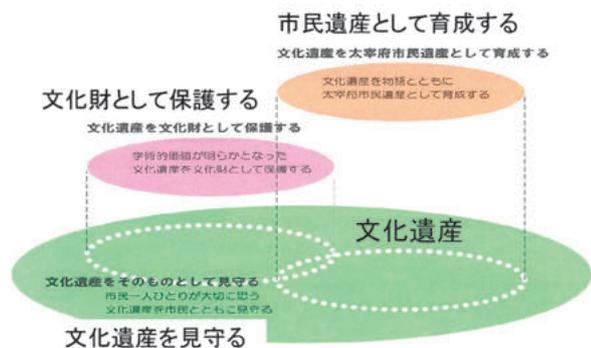


図3 太宰府市の文化財保護の考え方

属し現在、1課2係に12人（課長、係長2、事務職3、専門職6）が配置されている。また、文化財専門職員が都市計画課景観係に1人配置されている。

4. 文化財担当職員の仕事内容

かつては専門職員全員が発掘調査現場を担当していたが、区画整理をはじめ大型開発が減少したこと、開発の事前協議では地下に遺跡を保存することを目標に事業者との間で保存と開発の着地点を見つけることを極力行い、開発のための事前発掘調査つまり消滅する遺跡の件数減少に努めてきた。そのため現在の現場担当は2人で、文化財専門職員は広く文化財保護に携われるようになった。

当市は先述のとおり、市民が大事だと思うものの目録を作成し、これを文化遺産と称している。この中からいろいろな理由（例えば消滅の危機にあるとか）から行政が主体となり保護する文化財、市民が自ら育成していく市民遺産と3つのカテゴリーを設定している⁴⁾。これらに基づき①文化遺産を見守る業務およびそれを支援する業務、②文化財を調査研究、指定等、維持管理、整備、活用する業務、③市民遺産を育成することを支援する業務等に大別される。また、展覧会、イベントなどの普及事業、学校教育や生涯学習に資する業務等数多くある。さらに、都市計画や観光推進部署との共同事業、協力事業など非常に幅広くなっている。

かつては、埋蔵文化財を担当する「掘り屋」だと思われていた文化財担当職員が、現在は市の行政施

策の根拠や参考として多くの情報を提供する役割を担っている。つまり文化財部署は行政全体を進めていくうえで必要不可欠なものとなっていると考えられる。

5. 文化財が地域づくり・観光に利用されるメリット・デメリット

文化財は埋蔵文化財を含め地域が生んだり育てきたりしたものであることを忘れてはいけないと思う。その文化財を、観光を含め地域づくりに利用することに何の不都合があるのだろうか。所有者はあれども地域が伝える地域の財産であるから、地域の合意のもとにその運用はなされるのだと考える。

ここで、考えなければならないことは文化財を生んで育ててきた地域がこれからも文化財を利用しながら育て続けられるかという事ではなかろうか。育てていく意志が十分あれば地域づくりに利用しながら忘れられることなくその価値をさらに育てていくことができると思う。文化財部署はその応援をすることで文化財はおのずと伝わってゆくと思う。しかし、そうでない場合は、忘れられたり、地域振興・観光により文化財は消費され、その価値は減少していき、ついには地域から遊離し文化財としての意味を失う可能性が考えられる。そこで地域振興・観光にも対応しつつ地域の人々の気持ちから離れない文化財であり続けるように調整するのが文化財部署の仕事のひとつであると思う。

文化財が地域の財産として伝えられるもうひとつの理由は、文化財の中には地域のこれまでの多くの人々の思いや気持ちが詰まっているからであると考えられる。これを伝えることが文化財の重要な役割であると思うのである。地域を考えたり、顧みたり、思い出したりするときに必要なものなのであり、それが文化財の価値のひとつであり、地域づくりへの活用の源泉であると考えられる。



図4 太宰府市民遺産のイメージ

6. 今後のあり方、求められる文化財担当（組織・職員）の役割

今後の目標は、行政内部においては、行政全体に文化財保護が内部目的化されるようになることである。つまり、行政全体が当たり前に「文化財は保護されるものである」という認識のもと、地域振興・観光等に利用するにあたり、地域と文化財の関係やその価値を保存しつつ行われるようになることである。そのためには、かつてのように文化財部署が他部署と対立的構造に陥っている場合ではなく、逆に各部署に文化財専門職員が配置することができればよいと思う。勿論、文化財担当部署は存在し、調査研究を行い施策に根拠を与えるようになれること、各部署で必要とされるコンサルタントのような存在になること、文化財全体の存続のために多方面の支援をしていくことなどが役割になるろうか。地域においては、文化財は地域のものであることを伝え続け、地域のものとして受け入れ大事に継承してもらえるように、また、そのことを地域の人々が忘れないように言い続けることが大切である。

過去に利害が先鋭化し、地域から行政が預かることになった多くの文化財があるが、これからは、預かっていた文化財を地域に返してゆき、地域と文化財の幸福な関係を育てて行くことがこれからの文化財担当部署の重要な役割であると考えている。

7. おわりに

文化財は現在いろいろな意味で注目され、その使い方が模索されていると思う。そのような中で文化財担当者は、改めて文化財とは何ものでなぜ保護されなければならないものなのかを正面から考える必要があると思う。

本年6月に文化財保護法が改正された。本稿は昨年の研究集会での議論であるので、保護法の改正については触れていない。

【補註および参考文献】

- 1) 太宰府市 2017「太宰府市の概要（平成29年5月版）」
http://www.city.dazaifu.lg.jp/material/files/group/3/gaiyou_H290501.pdf
- 2) 太宰府市史編纂委員会 2004『太宰府市史 年表編』太宰府市
- 3) 太宰府市ホームページ 太宰府市民遺産の取り組み
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/bunkazai/4/6192.html>
- 4) 太宰府市 2011「太宰府市民遺産活用推進計画」
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/admin/shisei/keikaku/1/7240.html>
- 5) 太宰府市 2017「太宰府市の概要（平成29年5月版）」
http://www.city.dazaifu.lg.jp/material/files/group/3/gaiyou_H290501.pdf
- 6) 太宰府市 2017「平成28年度決算の概要」
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/material/files/group/3/H28card.pdf>
- 7) 太宰府市 2017『特別史跡大宰府跡保存活用計画』p.18
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/material/files/group/27/dazaifuatohozonkatuyou1.pdf>